

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第2号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び連帯保証人（表1）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第2号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		64,806	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	7
2			95,225	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	7
3			72,967	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6
4			144,580	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6

○和解に関する専決処分について

報告第5号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、訴えの提起に至る前に滞納家賃等の3分の1以上を納付した者（表2）と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表2（報告第5号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		298,219	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6
2			100,470	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6
3			117,870	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6

4			216,903	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	7
5			84,303	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	7
6			171,935	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	7
7			179,612	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6
8			180,735	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6
9			121,800	平成26年 12月20日	平成27年 2月4日	6

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第4号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る迷惑行為者に対し、当該住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、平成27年2月4日次のように専決処分した。

訴えの相手方	(※)個人が特定される情報については掲載していません。
請求の要旨	相手方は、市営〇〇住宅〇棟〇〇号（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。 相手方は、訴状送達の前日において滞納家賃がある場合は、当該滞納家賃及びこれに対する福岡市営住宅条例（以下「条例」という。）第20条の規定により計算した各延滞金を支払え。 訴状送達の日から本件住宅の明渡しの日までの家賃相当額の損害金のうち同日において未納のものを支払え。 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決を求める。
概要	相手方は、本件住宅に入居している者であるが、条例第27条第4項の規定に違反して、本件住宅のベランダからたばこの吸い殻、生ごみ等を落下させ放置すること等により、近隣住民に生活衛生上著しく迷惑を及ぼし、本市の再三にわたる指導にも従わなかった。 そこで、本市は、相手方に対し、平成26年10月27日、条例第27条第5項の規定に基づき迷惑行為をやめるよう勧告するとともに、正当な事由なく当該勧告に従わない場合は、条例第40条第1項第7号の規定に基づき本件住宅の明渡しを請求することを通知した。 しかしながら、相手方は、正当な事由なく当該勧告に従わず迷惑行為をやめなかった。 よって、本市は、相手方に対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第3号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者及び不法占有者に対し、当該住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、平成27年2月4日次のように専決処分した。

訴えの相手方	(※)個人が特定される情報については掲載していません。
請求の要旨	相手方らは、市営〇〇住宅〇棟〇〇号（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。 家賃滞納者は、訴状送達の前日における滞納家賃及びこれに対する福岡市営住宅条例第20条の規定により計算した各延滞金を支払え。 相手方らは、連帯して訴状送達の日から本件住宅の明渡しの日までの家賃相当額の損害金のうち同日において未納のものを支払え。 訴訟費用は、相手方らの負担とする。 との判決を求める。
概要	家賃滞納者は、本件住宅に入居している者であるが、入居以来極めて頻繁に多額の家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず家賃を納付しなかった。 また、不法占有者は、入居の決定を受けることなく本件住宅に入居し、不法に占有した。 よって、本市は、相手方らに対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

○以上報告第2号ないし第5号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年 2月19日

福岡市長 高 島 宗一郎